ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　　通巻 220号　2018.1

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL　http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/

シンポジウムの報告者と過労死弁護団･家族の会･健康センターのメンバー

2018 年を迎えて

事務局長　　鈴木　明男

入社間もない若者が長時間労働やパワハラで追い詰められて自ら命を断つ事態が広がっている。

昨年はトヨタ系列会社や加野青果の両裁判とも名古屋高裁で逆転勝訴した。また、岐阜市役所公務認定裁判も名古屋高裁で勝訴した。

過労死等防止対策推進シンポジウムは、全ての都道府県で開催された。これは画期的な事である。

健康で安全に働ける職場づくりは地域社会・生活者の共通のテーマである。愛知健康センターは「人間らしく生きられる社会」を目指し、本年も共同の輪を広げる取り組みを進めたい。

目次

2018年を迎えて	1
過労死ゼロのシンポジウム	2
過労死 110 番	5
黄金中学校で過労死啓発授業	6
栄総行動市教委要請	7
「人間らしい労働・生活」	8
「パワハラ裁判を支援する集い」	１０
「駅のホームでは命を落とさない」	１０
全国センター総会と裁判交流会	１１
アメリカ労働者の闘い	１２
加野青果パワハラ事件逆転勝訴	１３
裁判日程	１４
エッセイ	１５
当面の日程	１６

東海三県でも過労死ゼロの啓発シンポ

―愛知会場―

事務局次長　　吉川　正春

愛知県では、11 月 28 日、名古屋国際センターで「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されました。186 名が参加しました。主催は厚労省ですが実際の準備は、家族の会、過労死弁護団、健康センターで行いました。

司会の喜久山さん

昨年に引き続き、喜久山アコさんの司会で始まりました、今年も手話通訳の方に協力いただきました。

小城労働局部長

小城労働局基準部長が主催者あいさつで厚生労働省が進める対策を紹介しました。

内野博子さん

「名古屋過労死を考える家族の会」の代表内野博子さんがあいさつをしました。「家族の会」は平成元年に結成されました。30 年近くたってもいまだに過労死がなくならないそれどころか増えている悲しい現状を訴えました。夫の労災認定を１歳と３歳の子供を抱えた自らの厳しい取り組みを紹介し、「家族の会」が過労死弁護団と総力で「過労死等防止対策推進法」制定され、対策が進められていることに感謝しながら、今年の愛知健康センターでの過労死110番では20件もの相談があったことを報告し、さらなる対策を厚くしてほしいと述べました。今年は平日に開催されました。企業の労務関係の方が過労死をなくす職場つくりに取り組んでいただくことを望んでいます。11 月は勤労に感謝しながら家族で過ごす日が多くなる月になるように期待しています。

厚労省佐藤企画官

続いて、厚生労働省佐藤企画官が、「過労死防止等対策白書」を「家族の会」の協力で作成した経過と貴重な内容の紹介がありました。今後の調査研究の課題も紹介されました。

山崎喜比古教授

基調講演は「健康で充実して働けることのできる職場と社会をめざして」と題して山崎喜比古日本福祉大教授が話されました。日本の労働現場がヨーロッパと比べてあまりにも悪い状況を指摘し、長時間労働によりストレスが高まり、脳・心臓疾患、最近では精神障害からくる自死が多くなっている。ストレス解消のためには良質な睡眠が大切。最近の労災関連件数の推移は遺族の救済を求める運動が反映されていると思われるが、いっぽう、「過労死等防止対策」とは異にする政策も打ちされている。過労死ラインを上回る残業時間の上限問題や、高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ･･･）などいっそう長時間労働を余儀なくされる。世界の研究者が提唱する「健康職場」、ＩＬＯの「ディーセント・ワー

ク」など仕事と生活がバランス良い職場つくりが必要だと訴えられました。

最後に、長時間労働で過労死が多発している運送業、外食産業、教員、医療職場などの調査と対策が必要だと訴えられました。

桂福車師匠

休憩後、過労死という深刻な課題と正反対の落語の登場。どのような話になるかと関心を呼びました。たくみな話術で過労死した息子と親の心を見事にとらえ、みんなが聞き入りました。

遺族である大迫恵子さんは、夫の突然の死に、会社でどんなことがあったか尋ねまわり、多くの現場を持ち、時間に追われながら作業の調整をする現場管理の責任者である夫の仕事を知ることになりました。夫は仕事で亡くなったと確信し、子供たちと一緒に労災認定を求めていることを報告しました。

大迫恵子さん

岩井弁護士

閉会の挨拶で「過労死弁護団」の岩井羊一弁護士が過労死をなくすことをいっそう追及していきましょうと呼びかけました。

岐阜市が過労死防止強化週間をもうける

岐阜県労連　　坂　至正

11 月 13 日（月）、ワークプラザ岐阜において過労死等防止対策推進シンポジウムが開催された。平日の午後開催という初めての設定だったが、110 名余の参加者で大盛況だった。社会での関心度が高いことを物語っている。

岐阜市役所、伊藤公務災害認定の勝訴報告では、遺族から 10 年に及ぶ長期間の闘いを通して、切々たる思いが述べられた。勝訴後、市長の謝罪、市役所の新たな対策等が示された。具体的には市役所人事課長から報告があり、「過労死等防止強化週間（伊藤哲氏の命日を含む 2 週間）を設定し、ハラスメント研修の拡大実施、全庁的対策会議の開催、来年度に向けての専門家によるカウンセリングやコンサルティングの実施案」も紹介された。伊藤裁判の結果が目に見える形で生かされたものと言える。

また、岩井羊一弁護士からは豊川市役所での公務災害認定の取り組みを報告。「過労死・パワハラ対策では完全・完璧な取り組みはなく、いつもこの問題を繰り返し認識することが大切だ」という教訓が印象的だった。

講演は櫻澤博文氏（医師・労働衛生コンサルタント）で、「健康という資源を大切にし、健康へ投資する。運動・朝食・禁煙。職場では裁量権ある労働が必要」と述べられた。ただ、長時間労働の問題点や職場でのストレスチェック集団分析の活用法は時間切れで触れずに終わったのが残念だ。

最後に入社後 7 か月で息子が自死した母親の吉田典子さんから訴えがあり、企業倫理の欠如を感じる上司のパワハラは、許し難いことだと痛感した。

感動と共感を呼んだ母の訴え

全国過労死家族の会理事　　寺西　笑子

大阪･啓発シンポジウムを１週間後に控え、あと一人遺族発言者が決まらず困っていたところ、愛知センターの吉川さんと「いの健全国センター」の会議で会い相談したところ、吉田典子さんに繋いでいただき承諾を得られました。11 月 2 日、過労死防止シンポジウムの大阪会場の基調講演は､｢過労死とハラスメント」と題して、滋賀大学 大和田敢太名誉教授が講演され､｢長時間労働の陰にはハラスメントがある」との指摘と､｢企業のハラスメント防止が重要課題だ」と強調されたことで、その後におこなわれた「遺族発言」4 名のなかでも、まさに、吉田典子さんが訴えられた息子さんの陽介さんがおかれていた状況が「過労死とハラスメント｣によるものでした。上司からのひどい暴言、新人なのにベテランがするような過大な仕事、パワハラ等による精神的な攻撃により、人間関係から切り離して孤立させ、コミニュケーションのない職場のいじめ・嫌がらせの環境から、日本の将来を担う若者の尊い命が奪われたものです。吉田典子さんの訴えにより陽介さんが自死へ追い込まれた実態が伝わってきました。最後に「心を病むことの無い社会、陽介のような若者を出さない労働環境、わたしのような母親を作らない社会を願って」終えられた母の訴えに感動と共感を呼び、参加者は（485 名の内・8 割が企業関係者）熱心に聞き入り心に響く訴えでした。

大阪会場（ホテル　グランフロント）

被災者を一人も出してはいけない

みえ労連事務局長　　高岡　秀基

11 月 30 日に四日市商工会議所において過労死等防止シンポジウムがひらかれました。毎年、連合三重の会長とみえ労連議長が共に挨拶をするという珍しい構成になっています。これは過労死・過労自死が深刻な問題として横たわっていることの現れです。

基調講演は「労働時間と急性心筋梗塞：科学的エビデンスから考える」と題しまして三重大学の笠島(そうけじま)教授のお話を聞きました。どのような労働であれ、長時間労働の身体的ダメージを統計に基づき関連性があるという話は、長時間労働を許容してきた現代社会への警告ではないでしょうか。

２部は落語です。何故に落語、参加者もとまどったのか当初は微妙な空気に。しかし、笑いあり、涙あり、よくも過労死問題をこんなに上手く落語に落としこめるなぁと。時間と共に会場も爆笑したりしんみりとなったり。

そして最後はご遺族の訴え。私はこの時間が辛くて嫌いです。毎年違うご遺族の方がお話になります。電通事件以後も次々と遺族の方は増えています。自分の無力さを感じます。このような方をもう１人も出してはいけない、全ての参加者が心に思ったことでしょう。そのためには今、何をするべきか。そう考えさせられるシンポジウムでした。

いのちと健康・過労死 110 番を振り返って

事務局次長　高垣英明

今年の過労死 110 番は例年と違い、相談の訓練を受けたカウンセラーが 5 名入った。3 名を外部から応援に来て頂いた。相談員 10 名で、朝 10 時から 17 時まで 19 件の電話相談が入った。19 件のうち 4 件が家族親族、同僚などが２名、本人からは 13 名だった。家族が夫や子どもの過重な働き方を心配して、電話をかけてくるというパターンが例年になく多かった。労働者本人の自覚が大切であり、出勤時間、退勤時間をしっかりメモして、本人の自覚を促し、働くことと家庭生活のバランスを取って貰うようアドバイスをしてきた。

電話相談に対応している事務局員

内容的には、自死、過労死等の深刻な問題もあった。パワハラなど職場の人間関係が 7 件。長時間過重労働が 7 件、賃金・社会保険などの問題が 3 件あった。パワハラについては、記録を取って誰にどのようなことをされたのか、そしてそのときの気分・感情をしっかり記録しておくようになどのアドバイスをさせていただいた。パワハラに対する相談は 110 番の後にも引き継がれ面談が行われた。

又、電話相談の様子はＴＶ局が取材し、昼のニュースで放送されました。

「電話して良かった」の一言がうれしかった

産業カウンセラー　　三田村妙子

11 月 23 日、過労死 110 番の電話相談対応をしました。

高垣さんから、「相談者の気持ちに寄り添っていただければいいですよ。」と、言われてはいましたが、企業の社員さん達の面談の経験はあっても、電話相談をしたことない私に、本当にできるのだろうか？労務関係の知識がない私でも大丈夫なのだろうか？相手を怒らせたりして事務局の皆さんに迷惑かけてしまったらどうしよう？？？などと、緊張と不安の固まりで、直前までやめた方がいいのでは・・・と悩んでいました。

恐る恐る事務局のドアを開けると、とても暖かい雰囲気で、たくさんの心地良い笑顔が待っていました。その瞬間、（あっ！？これならできるかも）と、思いました。なんの根拠もないのですけど、安心できました。

それからは、あっと言う間の２時間でした。電話の相手の方から「電話して良かったです。ありがとうございました。」と、言われた時は、本当に嬉しかったです。

不安も心配もいっぱいあったし、どこまでお役に立てたのかはわかりませんが、やって良かったと思いました。今後もいろいろと勉強して、また、参加させていただきたいと思います。本当に良い経験をさせて頂きました。

ありがとうございました。

黄金中学校での過労死防止啓発授業

事務局次長　　高垣　英明

時折クイズも交えて講義する安井弁護士

11 月 22 日に名古屋市立黄金中学校で３年生（６１名）を対象に過労死防止啓発授業が行われ、参観してきました。「この中学校は名古屋市内で５番目に小さな学校で・・」などと校長先生から紹介がありました。生徒数は 179 名のこじんまりした学校です。

安井弁護士は天崎先生からの依頼で昨年も、ブラックバイトのワークルール、アルバイト、労働時間、給料、休日、有給休暇等について説明をされました。前回の啓発授業の時は過労死家族の会のメンバーの話しは DVD で対応したが、今回は原告に来て貰うことにしたとのことです。どの子どもたちも熱心にノートを取っており、大変感心しました。中電原告の吉田さんは子どもたちに直接の生々しい話がどれだけダメージを与えるか心配で、話し方に苦労していたようでした。産業カウンセラーでもある吉田さんは生徒たちに「こころの健康づくり」としたプリントを用意して、ご本人の経験を踏まえて、子どもたちに話をしていました。生徒たちはしっかり吉田さんを見つめ必死に話を聞いていました。

授業が終わってから、校長室に招かれ、校長先生からは「高校に入ってアルバイトを行う生徒もいるだろうし、弁護士の先生から話をうかがえたことは大変よかった」「１年生でストレスへの対処の仕方などを教えている」「教員用の教科書には最近では認知行動療法という単語が出てくるようになっている」「精神疾患の話しなども非常に大切な話だった」「このような話しは小学校の子どもたちにも大切な話で、教材の組み立て方の工夫が必要だ」「DVD でなくライブで生の話を聞かせることができよかった」「労働法とこころの健康づくりの割合を工夫すれば小学生にも授業でやっていくことが可能だ」など、さまざまのアドバイスをいただきました。現在話題になっているキャリア教育の大きな柱として過労死防止啓発授業が発展していくことを心から願いながら学校を後にしました。

心の健康づくりをと語る吉田典子さん

生徒の感想

＊　労働することに、たくさんのルールがあることが分かって少しびっくりしました。そして、うつ病の怖さをあらためて知ることができました。

＊　就職した時にもしパワハラなどにあったら、対策など全然知らなかったので、今回の話でどう対策するとかワークルールというものを知っておくとかということを聞き、とても勉強になりました。お話が聞けてすごく良かったです。

＊　吉田さんの、すごく悲しくて大変な話を聞いて悲しくなったし、私もそうならないように安井さんの言っていたワークルールをしっかり覚えておきたいと思いました。

第 88 回　栄総行動　市教委要請

過労死等防止の啓発授業の実施と教員の長時間勤務解消を

事務局員　　松本　直子

11 月 15 日(水)に、第 88 回栄総行動に参加して名古屋市教育委員会への要請を行いました。「過労死」「過労自死」をはじめとする労働問題が大きく取り上げられ 社会問題となっています。「過労死等防止対策推進法(2014 年)」の翌年に策定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(以下「大綱」)は、「若い頃から労働条件をはじめ労働関係法令に関する理解を深めることも重要であり、学校教育を通じて啓発を行っていくことが必要」としています。また、教職員の労働時間を「2020 年までに週労働時間 60 時間以上の割合を５％以下に」おさえることをめざしています。本年８月末には、中央教育審議会初等中等教育分科会が「学校における働き方改革に係る緊急提言」(以下「緊急提言」)を発表して、毎日児童生徒と向き合う教員の長時間労働の実態が看過できないとして、「学校における働き方改革」を早急に進めるよう提言しました。

生徒が自分を守る知識を身につけるために

まず、「大綱」と「緊急提言」についての認識を質しましたが、教職員課山田主幹は「２つの文書ともに承知しているが、市内各校に周知はしていない」と回答しました。特に「緊急提言」は、教員の長時間勤務改善に向けて「できることは直ちに」「必ず解決するという強い意識を持って」取り組むとしていますが、市教委はその緊急性を理解していないようでした。

昨年度からの継続事業である厚生労働省の「労働問題・労働条件に関する啓発授業」(過労死防止のために弁護士や過労死家族等が行う出前授業)の周知に積極的でないため、市内での授業の実施は中学校･高校･大学での各１校です。要請団は、義務教育を終えて働く生徒のためにも中学校で啓発授業を行うことが必要だと訴えました。名古屋市はキャリア教育を重視して「中学校では職場体験学習を実施することにより、働くことの尊さや意義を学ぶ」(市教委回答)とするが、現状では尊さや意義以上に、自分を守る知識を身につけることが重要です。キャリア教育の１コマとして、前述の啓発授業を位置づけるよう提案しました。

学校教育の根幹が揺らぎつつある

「緊急提言」には、教員の勤務実態調査から「学校教育の根幹が揺らぎつつある」という危機感が反映されていますが、市教委はそれをうけて何をやったのかが全くみえてきません。回答は、「現場の実態や国・県の動向を踏まえつつ」行っていくとあります。この間、市安全衛生委員会で議論したこともありません。教職員課横井主事は「今、意識改革をはかっている」と言いますが、あまりにスピードが遅すぎます。

愛知県は、教員の勤務時間を「2019 年までに週勤務時間 60 時間以上の割合をゼロにする」として積極的に動いています。要請団は「市はどのように実現していくつもりか」と迫りました。学校教育の抱える様々な問題の根本には教員の働き方の問題があると思われます。他自治体から大きく出遅れた市の政策を進めるために、今後も様々な方法で行政を追及していきます。

第１回

「人間らしい労働・生活」の連載を始めるにあたって

愛知健康センター理事長　　猿田　正機

明けましておめでとうございます。
　今年が皆さまにとりまして
　良き一年でありますよう、お祈り致します。

「愛知健康センター」の理事長就任ということになって以来、新聞やテレビなどでも、いわゆる「働き方改革」や「過労死・過労自死」のニュースなどに、どうしても目が行くようになった。以前から、トヨタに関しては、トヨタマンの殺人事件、過労死、過労自死などの裁判に関係していたこともあり、意識的に情報収集や資料集めをしていたが、教育・研究や職場・地域活動などで忙しいこともあり、それ以外の事件までは、あまり気が回らなかったというのが本当のところである。

　その間、安倍内閣は「働き方改革」、「生産性革命」を謳い、「女性活躍社会」、「一億総活躍社会」、「人づくり革命」さらには、「人生100年時代構想会議」まで立ち上げ、「これは未来への投資だ」と、いかにももっともらしく主張している。国民の人生を企業・経済発展のために総動員しようとしている様子が窺われゾッとさせられる。「過労死防止対策推進法」の成立や安倍内閣の政策の目玉の一つに「働き方改革」があげられたこともあり、「働き方」のニュースは巷にあふれているが、その割には、「過労死・過労自死」が減る様子がない。それどころか20歳前後の若者や発達障がい者の、パワハラによる「過労自死」までが発生する深刻な事態となっている。

　一般に、その原因として、一番に挙げられるのが日本の「長時間労働」である。そして、最近、顕著なのは、職場のいじめ、パワハラ・セクハラである。能力主義・業績主義管理の下で労働者はバラバラにされ、長時間・過密労働でクタクタとなっており、仲間を思いやる余裕を失い、弱い立場の人々へのハラスメントにはけ口を見出すようになっている。とりわけ最近、マスコミを騒がせているのは、将来を担うべき真面目で優秀な若者が「いじめ」にあって相次いで自死するようになってきていることである。

　これらの問題は、さすがに経営者や安倍政権にとっても無視できない重大な問題と認識されるようになってきてはいる。安倍政権が政策の目玉に「働き方改革」や「教育費の無償化」を掲げるのはそのためである。これらの政策が大切なことは言うまでもないが、自民党長期政権が放置してきた政策を、1000兆円を遥かに超える借金を子や孫に残したままで、今になって付け焼刃的に声高に叫ぶのは己の欠陥を糊塗しようとする選挙対策以外のなにものでもない。

　われわれにとって「過労死防止対策推進法」の成立は、運動の大きな前進ではあったが、その後も、様々な運動にもかかわらず、「過労死」や「過労自死」が無くなる気配が見えない。過労死防止学会の議論を見ても、医学や法律的にみた「過労死・過労自死」などの議論は、非常に多くみられる一方で、長時間労働による過酷な職場実態報告を別にすると、社会科学的視点からの発言は決して多くはない。その理由として考えられるのは、社会科学的に分析しても、裁判などでは、直接には、ほとんど役に立たないという現実があるからであろう。健康センターの性格上仕方のないことであるが、まずは裁判に勝つことが最大

の目標となる。しかし、「過労死・過労自死」などのない社会・職場をつくっていくうえで、さらには社会システムへの認識を深めるうえで、社会科学的視点からの学習は不可欠であろう。医学や法律でその都度、対処療法的に対応はできても、根本的解決にはならないからである。では、社会科学的にはどう見たらよいのか。私がこの問題に全面的に答えることは、とてもできそうにないが、せっかくの機会なので、これまでの研究や経験・知識を駆使してできるだけ分かりやすく整理することに挑戦してみたいと思う。

私がすぐ頭に浮かぶのは、「『過労死・過労自死』のある国・日本」と「『過労死・過労自死』のない国・スウェーデン」の対比である。そして、私の研究上、トヨタや関連企業の職場実態と労災・うつ病、過労死・過労自死そして私が愛知に来て初めて証言台に立った「殺人事件」である。私がスウェーデンに留学した時に、最初に新聞記者のインタビューを受けたのが「過労死」についてであった。だからといって、私が「過労死」問題を研究テーマとしていたわけではない。どうして異常な「長時間・過密・不規則労働」が、効率的・ムダのないと言われる「トヨタ生産システム」の下で行われるのか、「相対的高賃金」といわれるトヨタマンの生活になぜ余裕がないのか。その理由を人事管理・労使関係の側面から明らかにするのが主たる研究テーマであった。しかし、今回は、この機会を利用して様々な切り口から「人間らしい労働・生活」について考えてみたいと思う。

最近、愛知健康センターの所報などに掲載された私の原稿は、以下のようなものである。最初の文章は愛知健康センターへの思いと期待について書いたものである。

- 「愛知健康センターへの思いと期待」(『いのちと健康』2011 年会誌)
- 「理事長　就任あいさつ」(『いのちと健康　通巻 206 号』)
- 「新年にあたって」(『いのちと健康　通巻 208 号』)
- 「巻頭言」「人間らしい働き方」(『いのちと健康』2017 年会誌)
- 「『福祉国家・日本』の建設を！」(『いのちと健康　通巻 214 号』)
- 「『人間らしい労働・生活』を考える」(『いのちと健康』2018 年会誌)
- 「『真の働き方改革』とは？－『福祉国家・スウェーデン』を素材として－」(愛知健康センター総会・記念講演、2017 年 8 月 26 日)

これらのほとんどが「人間らしい労働・生活」に関わる内容となっている。興味ある方は、前もってお読みいただければ幸いである。

山場を迎える大迫裁判　第 5 回総会

大迫さんの労災認定裁判を支援する会　事務局長　　濵崎　裕功

11 月 4 日支援する会総会を開きました。

弁護団から現状と今後のたたかいについて報告がありました。岩井弁護士は労災申請と 2015 年の提訴後の争点は、大迫正人さんのうつ病発症の有無、自殺か事故死かめぐる議論が続いている。2017 年 3 月原告側の渡邉医師の意見書とその原告準備書面これに反論する被告準備書面が提出され、ようやく証拠調べに入り、今年中に、審理が終わるのではとのことでした。森弁護士からは、被告側医師の意見書と準備書面について、渡邉医師とも相談しながらその反論を準備していることを話されました。

いよいよ本年は裁判の山場を迎えます。署名・財政支援（医師の反論作成費用）、裁判傍聴等、今年もよろしくお願いします。

「パワハラ裁判を支援する集い」を開催

南勢ユニオン書記長、みえ労連特別幹事　　奥野　忠

11 月 19 日、伊勢市で「パワハラ裁判を支援する集い」が開かれ 30 人が参加しました(南勢労連、南勢ユニオンの共催)。三重合同法律事務所の森一恵弁護士が「パワハラとは、裁判報告」と題して講演しました。

「南伊勢町地域おこし協力隊パワハラ裁判」は、女性臨時職員がパワハラのため、就職 3 か月余で適応障害のため出勤できなくなり、損害賠償を求めて津地裁に提訴しているものです。原告のＩさんは「行政側は全く反省が見られない。失敗はすべて協力隊員のせいにしている。人材の使い捨てが許せない」と語りました。

「中部電力新入社員労災認定裁判」は大学院卒、中電に入社した男性が大きなプロジェクトの主担当にされ、サポートもなく悩みぬいているにもかかわらずパワハラを受け自死したケースの労災認定を求めているものです。男性の母親で原告の吉田典子さんは「会社で何があったのか、息子を死に追いやったものは何か、明らかにしていきたい」と痛切な思いを話しました。

「集い」には、愛知県や四日市、伊賀、尾鷲、南伊勢町の皆さんも駆けつけていただき、支援する会への入会申し込みとカンパが寄せられました。また。「私たちの会に原告や支援する会から話に来て」との暖かい言葉もいただきました。

「駅のホームで命は落さない」全国交流集会

愛視協会員　　牧野　三枝子

11 月 18 日～19 日金山プラザホテルにおいて愛知、三重、埼玉、神奈川、大阪、高知から 35 名の参加者を得て全国交流集会が開催されました。

「可動式ホーム柵をめぐる状況についての現状と課題」を前衆議院国土交通委員の本村伸子衆議院議員から報告を受けました。国は 2020 年までに一日の乗降客数が 10 万人を超える駅を中心に 800 駅に可動式ホーム柵を設置する事が方針となっており、2017 年 3 月までに設置されている駅は 686 です。

この地方では地下鉄名城線と名港線全駅それに金山総合駅の JR 東海道線ホームへの設置が発表されています。

毎月、金山駅で健康センターの皆様の支援もいただき街宣と署名活動を行っています、大きな影響を与えていると考えます

近年、転落事故は増加しており 2009 年の 2442 件に対し 2014 年は 3673 件と 1.5 倍になっています。視覚障害者については 38 件から 80 件と 2 倍になっています。

今回の集会では、可動柵の有効性、固定柵の可否、乗車位置表示、事故で列車が止まった時の対応、自動改札機、みどりの窓口、声掛け、職員の問題についての 8 つのテーマに分け討議をしました。各地から様々な運動の報告や情報の交換を行い活発な討議がなされました。地下鉄や名鉄の自動改札機のタッチパネルにある突起の付いたシールを他の地域の方たちも確認をしました。

第一回目である今回の集会は結論を出すものではなく、これからの運動につなげていく事と今後も継続的に開催をしていく事を確認し合いました。

過労死と過労自死の根絶を！

事務局員　　櫻井　善行

第 20 回　働くもののいのちと健康を守る
全国センター　総会

先日鈴木明男事務局長から、12 月 8 日から 9 日にかけておこなわれる「全国センター総会」と「裁判学習交流集会」に出席して欲しい旨、要請を受けた。その日の一部は私の動かしがたい仕事があったため、最初は固持したが、その好意に甘えて貴重な経験をさせてもらうことにした。

当日 11 時前に仕事を終え、列車を乗り継いで会場の全労連会館に着いたのは予想より早く 14 時前だった。もちろん午前中の基調報告の提案は終わり、午後は代議員による討論が行われていた。ちょうど休憩になるところで、討論再開後すぐに鈴木事務局長の報告を聞くことが出来た。総会ならびに翌日の交流集会も参加者は、労働組合関係者とともに各地の「いの健センター」の関係者が多かったように思える。役員も全労連や有力単産の役員が要職に就いているようであり、これは財政基盤をさえるためにもやむを得ないとは思いつつも、少なからぬ役員が短期間で替わるため、運動を継続していく工夫をどうしているのか考えさせられた。また参加者もそうであったが、報告も特定の地域に偏在しているということは、全国組織からするとまだまだ県段階・地方での組織確立が十分ではないところが結構あるのかなあと思った。特に日本海側、ならびに西日本での活動が十分に見えては来なかった。とはいっても九州の代議員が報告したように、地方によっては優れた企画・実践があったのも事実である。総会は最後に役員選出、「いの健賞」の表彰、があり、議案は参加者全体の拍手で採択が確認された。

いのちと健康を守る裁判学習交流集会

翌日には「いのちと健康を守る裁判学習交流集会」が行われた。集会は全国過労死家族の会会長の寺西笑子理事の挨拶に始まり、全国センターから岩橋事務局長（全労連事務局次長）による基調報告を受け、裁判の取り組み報告を受けた。報告は、

（１）政策形成過程（トンネルじん肺、建設アスベスト、過労死企業名公表）
（２）認定基準・行政の変更・適正化をもとめるもの（岩井羊一弁護士）
（３）企業責任・職場改善・制度改善（愛知吉川正春氏）

の順に行われた。

質疑を受けた後、当初は分科会に分ける予定であったが、参加者に見合った形で引き続き全体会として運営された。その後は特別報告のような形での報告（北海道・埼玉教員アスベスト・東京）があり、その後は質疑・意見交換があった。まとめは田村昭彦副理事長によって行われ、集会は終わった。

「働くもののいのちと健康を守る」という、「ひと」が生きていくためには、最も基本的なことだが、それが大事にされていないのが現在の日本社会の現状であるということを、今回の総会ならびに交流集会に参加して、様々な報告を聞いて改めて思い知らされた。と、ともにこの最も基本的なことを、大きく発展させていくためには、心を開き大きな視野で物事に取り組んでいかなければならないということも確認できた。

私たちがこうして語っているときにも、企業の責任で人々のいのちが蝕まれ、尊い生命が失われている現実がある限り、私たちは引き続きこの難課題に取り組む必要があろう。全国総会にあれこれいう前に、私たちのこの愛知での運動をどう広げていくかを考えさせられた。

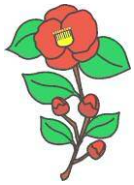

刺激と励ましをうけたアメリカ労働者の闘い

事務局員　　近森　泰彦

フィリピントヨタ労働者の不当解雇闘争支援仲間、oidon（横浜市）さんからレーバーノーツの指導者を迎えて東京、大阪で講座を行う、名古屋でもどうかと９月下旬に督促メールが届いた。レーバーノーツは1979年に創立、２年毎に大会を開き、アメリカと各国から自覚的な労働者が活動交流を行う場である。労働運動を下から変革し再生させようという個人を中心にした集まりで2016年は22カ国の150人を含め2100人が集った。

私は 2008 年、デトロイトで開催された大会に故・坂喜代子さんに誘われて健康センターの鈴木さんと参加、ＡＴＵ（全トヨタ労働組合）の結成報告を自動車分科会で行った。トヨタ内野裁判に関心があつまり多くの署名をいただいた。

はじめにユニオンと連帯する市民の会メンバーに相談し、呼びかけに応えてくれた団体で実行委員会を立ち上げた。(メンバー　＊東海労働弁護団＊ＡＴＵ＊愛知争議団連絡会議＊アジア太平洋労働者連帯会議・愛知＊コミュニティユニオン東海ネットワーク＊ＮＰＯ愛知健康センター＊名古屋シティユニオン＊東海民衆センター＊フィリピントヨタ労組を支援する愛知の会＊ユニオンと連帯する市民の会の10団体。協賛団体＊愛労連＊ユニオン学校の２団体)

11 月 17 日の午後、講師のスローターさんと通訳の松元千枝さん（ジャーナリスト）のお二人を「トヨタ産業技術記念館」にお連れした。スローターさんは昔フオード工場のプレス現場で働いた経験がありプレス機の前で「これで働いていた！」と興奮気味であった。その後、会場に向かい実行委員のメンバーと交流、18 時 30 分から講演に移った。会場はほぼ満席で60名を超えた。前半はご自身の体験、アメリカ労働運動が直面している問題などを話され、後半は質疑応答に充てた。時給15ドルを闘いとる運動の広がり、とりわけ刺激的だったのはシカゴの教員の闘いだった。労働、教育環境の改善を目指して立ち上がった組合員は曜日を決めて赤色の上着を着て登校した。ある日着用を忘れた教師に向かって生徒が「先生、今日はなぜ赤い服を着ていないのか！」と問いかけた。教師たちはこの言葉を重く受け止めて話し合い、関心の深まりを理解し、市民社会の問題としてたたかっていく決意を固めた。相次ぐ予算カットで2004年から2011年の間に約100校の公立学校が閉鎖され教員の解雇が続いていた。ＣＴＵ（シカゴ教員労組）の運動は時給15ドルを求めるマクドナルドの労働者はじめ地域の様々な闘いと連帯して数万人のデモを組織する力をつくりあげていった。生徒、親からの信頼も厚く、今日では全米各地に影響を与えるモデルとなっている。日米の運動に通じた通訳の松元さんには来春「ユニオン学校」で体験を語っていただくことになりましたので改めて案内します。

この１週間後、同じ会場で「現代労働負担研究会」の集会を行った。『地域力をつける労働運動・アメリカでの再興戦略』(かもがわ出版）を著したアメリカ非正規労働の研究者、仲野組子さんのお話がスローターさんと重なって説得力があった。仲野さんは労働組合の基本的な運動に関してお話をされた。労働組合は職場の労働条件の改善にと合わせて地域に出て、企業や自治体にたいし地域市民の立場から運動の組織につとめる役割がある。労働組合（ユニオン)、市民諸団体、個人に共同を呼びかけ幅広い連帯を築いていくイニシアチブを発揮する役割を担うべきだと、アメリカの経験（カリフォルニア州のシリコンバレーから始まった運動）をもとに話された。

加野青果パワハラ事件　**逆転勝訴**

弁護士　　岡村　晴美

１１月３０日、名古屋高等裁判所で、加野青果パワハラ自死事件の判決がありました（永野圧彦裁判長）。逆転勝訴判決でした。ご支援いただいた皆様に感謝いたします。

１月２７日の名古屋地方裁判所の判決は、加害者Ａと加害者Ｂのパワーハラスメントの違法性は認めたものの、自死との因果関係、予見可能性を否定し、それぞれ１１０万円の支払義務を認めるにとどまり、会社に対しては、使用者責任として１６５万円の支払義務のみを認めました。

高裁判決は、加害者Ａと加害者Ｂの叱責行為を認識しながら、会社がこれを制止ないし改善するように指導・注意をしていないことは注意義務を怠ったと認められる、平成２４年５月中には、被災者が業務遂行上の支援を必要とする状況にあったのに会社が必要な対応をとるべき注意義務を怠ったと認められるとし、会社に対し５５７４万６４２６円の支払いを命じました。他方で、加害者Ａと加害者Ｂについては、自死との因果関係、予見可能性までは認められないとして、加害者Ａについて１１０万円、加害者Ｂについて５５万円の支払義務のみを認めました。

地裁判決が、「指導」という名目であっても過度な叱責はパワーハラスメントに該当するとした点は高裁判決でも踏襲されましたが、高裁判決では、会社の責任についてさらに踏み込んだ判断をしました。会社が、X に対するパワーハラスメントを制止・改善しなかったことや、X の業務内容や業務分配の見直しを検討しなかったことによる心理的負荷について、使用者責任にとどまらず、固有の不法行為責任を認め、長期にわたる複数の出来事について個別評価ではなく、「全体として大きなもの」と評価しました。

さらに、**被災者が、自殺の直前期に精神病院等に通院しておらず、勤務状況において欠勤や遅刻・早退等がなく、表面上は自殺することが思い付かなかったようにみえる場合であっても、厚生労働省がすでに平成１３年に「職場における自殺の予防と対応」において労働者が業務上の原因で自殺することを防止するよう注意を呼びかけていたこと、平成１１年の段階で「精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告書」においていじめや業務内容の変化が精神障害等の発症の原因となる出来事として報告されており、平成２３年には、専門検討会報告書が作成、公表されていたことからすると、平成２４年当時、すでに業務上の原因で自殺するものがいることが社会問題となっていたことを踏まえ、会社が「うつ病発症の原因となる事実ないし状況を認識し、もしくは容易に認識できた」場合には、予見可能性がある**と認めました。業務上の出来事が原因で自死をすることがあることを社会問題としてきた運動の成果だといえるでしょう。

裁判では、愛する娘を誹謗中傷され、遺族にとっては本当に苦しい戦いだったと思います。過失相殺も認められず、被災者には何ひとつの落ち度もないという認定が得られたことも、意義深いことでした。この判決が確定することを祈るばかりです。

＊12 月 15 日会社は不当にも上告しました。

オンシジュームとスプレーバラ

裁判の進行状況と裁判日程をお知らせします

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。

あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

豊通逆出向社員労災認定裁判	十六銀行員労災認定裁判
心臓障害1級社員で、豊通鉄鋼販売から豊通へ逆出向。ベトナム海外出張中にうつ病発症。社長から直接無理な転勤を伝えられ、名古屋市内の単身赴任先で自死。労災認定を求め大阪地裁へ提訴(原告:妻、被告:国)	入社した年の12月に、人員削減による業務多忙(仕事関係の資格取得準備)と上司のパワハラにより自死(原告:父親、被告:国)
2017年12月20日（水）10時30分	2018年1月18日（木）11時00分
証人尋問	弁論準備
大阪地裁　809号法廷	名古屋地裁　201号法廷
岩永労災認定裁判	**岡崎商業高校教師公務災害認定裁判**
業務中の災害(片眼失明に伴う心因反応)に対する労災認定を求める行政訴訟(原告:本人、被告:国)	長時間労働により過労死
2018年1月23日（火）13時10分	2018年１月25日（月）13時10分
弁論準備	*判　決*
名古屋地裁　201号法廷	名古屋高裁　1001号法廷
宇田川アスベスト労災認定裁判	**トヨタ社員労災認定裁判**
淑徳学園高校教諭宇田川先生が校舎改造工事にともないアスベストの飛散を受け被曝し、中皮腫で死亡(原告:妻、被告:国)	トヨタ自動車技術職社員が過重労働と上司のパワハラでうつ病発症し自死(原告:妻、被告:国)
2018年１月26日（金）14時45分	2018年１月31日（水）13時15分
結審	□頭弁論
名古屋高裁　1004号法廷	名古屋地裁　1103号法廷
やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	**市バス運転士山田損害賠償請求裁判**
過労とパワハラで自死。労災認定を求める行政訴訟(原告:妻、被告:国)	公務災害は認定されたが、名古屋市と交通局に対し謝罪を求めて提訴(原告:両親、被告:名古屋市と名古屋市交通局)
2018年2月1日（木）13時30分	2018年2月28日（水）13時30分
論点整理	□頭弁論
名古屋地裁　201号法廷	名古屋地裁　1103号法廷
寺井土木関岡労災認定裁判	**中部電力新入社員労災認定裁判**
工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死(原告:妻、被告:国)	入社四ヶ月目に主担当となり、会社の十分な支援がない中、過重な任務とパワハラにより、入社七ヶ月で自死(原告:母親、被告:国)
2018年4月11日（水）13時30分	2018年3月7日（水）13時10分
判　決	□頭弁論
名古屋地裁　1103号法廷	名古屋地裁　1103号法廷
加野青果社員損害賠償請求裁判	**東海セミナー開催のお知らせ**
勝利判決!　詳細については、本誌13ページの岡村弁護士寄稿文をご参照下さい。 12月15日加野青果は上告しました。	3月10日(土)10:00～16:00 労働会館　2階会議室
控訴審　*勝利判決*	詳細は追ってお知らせします

愛労連と懇談　労働者時代がよみがえる

事務局次長　　吉川　正春

愛労連の皆さんと懇談した。榑松議長・知崎事務局長はじめ 4 役の皆さんが揃い踏み。「しまった猿田理事長にも登壇をお願いしなければ」と思ったのは後のまつり。でも厳しい報告の中にも有意義な懇談ができた。事務局の一員、過労死家族の会代表の内野さんが用意してくれた「栗饅頭」が場をなごませた。
「人員不足、厳しい定数削減」「非正規の増加」「若い人は賃上げの経験がない」「労働組合の求心力がない」「組合活動ができない」「労安が形骸化」「役員のなり手がない」など厳しい組合活動の現状や課題に出会った。その中で工夫しながら活動を。職場訪問や「権利手帳」の配布など地道な活動にも取り組んでいると報告された。健康センターの活動には「出前講座」に加え、各種集会などに「出張相談」会を開いてはとの示唆も受けた。センターから「労安学校」の取り組みや、最近入社 1 年たたずに自死する青年が増えている現状などを報告・懇談した。

懇談を終えて自らの労働者時代を振り返ると様々な思いがよみがえる。就職して労働組合に入るのは当たり前の時代が、今では組織率 17.3%という。
1945 年労働組合法制定
1946 年日本国憲法制定（1200 組合 368 万人　組織率 41.5%）
1946 年労働関係調整法制定　産別会議結成
1947 年労働基準法制定
1949 年労働組合法改定　（665 万人　組織率 55.8%：戦後最高の組織率）
1950 年総評結成
1955 年 8 単産共闘発足（春闘開始）　59～60 年安保闘争、三池闘争
1973 年年金スト（物価スライド制獲得）
1974 年「インフレ阻止共闘」（18 団体）　32.9%の大幅賃上げ
1989 年全労連結成。連合結成（総評解散）　＜インターネットより＞
たたかう労働組合「炭労」や「国労」が国策のなか壊滅化され、同様に労使協調の連合結成へと変質を許してきた。思い起こす言葉は「資本家は労働者を搾取している」「労働者は団結して労働条件の改善を」のような記憶がある。ところが、労働者の団結・連帯を破壊する「成果主義」や「評価制度」の導入、正社員、派遣社員など労働者間の分断、雇用によらない働き方「請負」「自営」など、安倍政治と経済界は「世界一企業活動がしやすい国」をめざし、労働組合の進めている。
最近、日本の大企業で不正が相次いで発覚、信頼を揺るがしている。東芝の不正会計、日産自動車の資格のない従業員が完成車の検査、神戸製鋼所は強度のデータの改ざんは多大な影響を社会に与えている
かつて、労働組合は企業の不正を告発し、健全な事業経営を進める「警鐘乱打」の役割を果たしてきた。労働組合組織率 10%台はその自浄作用さえなくしてしまっている。労働法制を巡り労働組合が正念場に。

１月･２月の日程

（３月･４月の日程を一部含む）

月　日	曜日	時刻	事　　項	場　　所
１月６日	（土）	13:00	愛労連新春学習会	労働会館東館２階ホール
１月８日	（祝）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
１月10日	（水）	18:00	判例研究会	水野幹男法律事務所
１月11日	（木）	18:30	愛知健康センター理事会	労働会館本館２階会議室
１月14日	（日）	10:30	「ホームに可動柵を!」街頭宣伝	金山総合駅
		11:30	真の働き方改革街頭宣伝	金山総合駅
１月15日	（月）	18:00	三者（自由法曹団･国民救援会･争議団）新春の集い	労働会館東館２階ホール
１月17日	（水）	13:30	悪徳社労士木全裁判（原告証人尋問）	名古屋地裁1102号法廷
１月18日	（木）	11:00	十六銀行員労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
１月19日	（金）	13:00	中電新入社員労災認定裁判弁護団会議	労働会館本館406号室
		14:00	東海セミナー打合せ会	愛知健康センター事務所
		14:00	愛知県保険医協会出前講座	保険医協会会議室
１月22日	（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
１月23日	（火）	13:10	岩永労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
１月25日	（木）	13:10	岡崎商業高校教員公務災害認定裁判判決	名古屋高裁1001号法廷
１月26日	（金）	14:45	宇田川アスベスト被曝労災認定裁判（結審?）	名古屋高裁1004号法廷
１月31日	（水）	13:15	トヨタ社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
		13:15	全国センター理事会	東京
２月１日	（木）	13:30	やまぜんホームズ･大迫労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
２月５日	（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
２月７日	（水）	13:00	中電新入社員労災認定裁判弁護団会議	労働会館本館406号室
２月11日	（日）	10:30	「ホームに可動柵を!」街頭宣伝	金山総合駅
		11:30	真の働き方改革街頭宣伝	金山総合駅
		13:30	名古屋過労死を考える家族の会総会	労働会館４階会議室
２月12日	（月）	13:30	トヨタ総行動	山之手公園
２月19日	（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
２月28日	（水）	13:30	市バス山田損害賠償請求裁判	名古屋地裁1103号法廷
３月５日	（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
３月７日	（水）	13:10	中部電力新入社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
３月10日	（土）	10:00	東海セミナー	労働会館本館２階会議室
３月12日	（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
３月26日	（月）	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
４月11日	（水）	13:30	寺井土木・関岡労災認定裁判判決	名古屋地裁1103号法廷